夫婦別氏　ディベート論題

文責：渋沢、高橋、田木

1. 民法750条の定める夫婦同氏制は憲法に違反しないか。憲法違反とすれば、具体的に何の権利を侵害し、憲法何条違反となるのか、民法750条は制定当初から違憲だったのか。

〔24条〕

夫婦同氏制度は、一方の改氏を婚姻届出の要件とすることで、実質的に「婚姻の自由」を制約する点で憲法２４条に違反していると考えることができる。

　控訴審では「民法７５０条は、婚姻が当事者の自由な意思によるものであることを前提としたうえで、夫婦が夫の氏を称することも、対等な選択肢として許容し、しかもその選択を当該夫婦となる男女間の協議のみに委ねており、個人の尊厳と両性の本質的平等に十分配慮した規定であって、この意味においても憲法２４条に違反するようなものではないことは明らかである。」としているが、戦後７０年近く経過しても９８％程の妻が夫の氏に改姓している現状は、現代の旧姓使用の女性の割合から考えると望まぬ改姓を選ばざるを得なかった女性が少なからず存在していることを示しており、「両性の本質的平等」に反している。

　また、夫婦の一方の人格の同一性を失わせる氏の変更を、婚姻の効果ないし要件とすることは、「個人の尊厳」に立脚しないものであると考えることができる。

　比較衡量論の観点からみると、夫婦同氏制度を強制することによりもたらされる利益は、より深い家族関係を構築すること、共同意識の育成などが挙げられるが、これは夫婦同姓を強制しないことから生まれる利益から考えると極めて抽象的である。夫婦や家族関係の形は現代において多様化しており、事実婚などの存在から必ずしも夫婦同氏が絆の強い夫婦、家族関係に必要不可欠であるということは言えない。夫婦の一体感の醸成などは個人・夫婦各自の人生観、価値観により異なるものであり、国家が強制しても達成は困難なものである。諸外国の現状からみても夫婦別氏でも良好な夫婦関係が構築できることを考えることは容易である。

夫婦同姓を強制することにより生まれる不利益は、女性（妻）のアイデンティティの喪失、本人の社会的実績、信用の断絶など具体的かつ女性にとって深刻な問題であると考えることが出来る。よって民法７５０条の規定には「重大な利益」あるいは「正当な理由」があるとはいえず、また同条は、その規制手段が必要最低限ではないのみならず、目的と手段との間の実質的関連性、合理的関連性も有していないことから違憲であると考える。

ではいつから違憲とするのか、が問題となる。民法７５０条の規定が制限されていると考える夫婦はすべての夫婦ではない。家族の一体感を大切にしたいため、自ら自分の氏を改姓したいという人がいることは事実である。しかし家族の形態の多様化、女性差別撤廃条約の批准などをうけ全てのカップルの氏を夫婦どちらかに統一する制度はおかしいと感じる人も増えてきた。よって選択的夫婦別姓制度の法改正を行わなかったときを違憲の開始時期とするのが妥当である。法務省は平成３年から法制審議会民法部会（身分法小委員会）において，婚姻制度等の見直し審議を行い，平成８年２月に，法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。この時選択的夫婦別姓制度が国会提出までいかなかったことを考えると、平成８年度より、違憲とするのが相当である。

〔13条〕

　夫婦同氏制度は、憲法13条の幸福追求権に基づく人格権の一内容である氏名権の中核をなす「氏の変更を強制されない権利」を侵害するものである。

　人格権は精神的自由を保障する権利であるから、これを制限する場合には、その手段が合理的で必要やむを得ない程度にとどまるものでなければならない。その判断に際しては、ⅰ氏の変更を強制する目的、ⅱこの目的と氏を変更することとの関連性、ⅲ氏の変更を強制することによって得られる利益と氏の変更を強制することによって失われる利益との均衡の3点から検討することが必要である。

　ⅰ夫婦同氏制を定める民法750条の目的として、控訴審では「氏による共同生活の実態の実現という習俗の継続や家族の一体感の醸成ないし確保」としている。夫婦の一体感は法律により強制されるべきことではないが、婚姻という制度がある以上、夫婦であることを実態的にすることは、正当であるといえるかもしれない。ⅱしかし、上記の目的を達成するために、夫婦が同じ氏を名乗るという手段をとることについては、その目的と手段に合理的な関連性があるとは言えない。夫婦が同じ氏を名乗らないことにより、夫婦の一体感が直ちに失われるわけではない。実際に、異なる氏を名乗る事実婚夫婦が一定数存在し得ていることからも、それを窺うことができる。また、戸籍上同じ氏を名乗っている夫婦であっても年間20万組以上が離婚していることからも、夫婦が同じ氏を名乗ることで一体感を確保できるとは言いきれない。ⅲさらに、氏の変更を強制することにより得られるとされる利益は、「共同生活の実態の実現という習俗の継続や家族の一体感の醸成ないし確保」であるのに対し、

氏の変更を強制することによって、氏の変更を強制される個人は、「旧姓を通じて公私にわたり形成してきた人間関係、人や社会からの信頼・信用、人生そのものを分断され、精神的には人格や個人の尊厳そのものを否定される苦痛を被る」ことになる。女性の社会進出により、男女ともにそれぞれが個人として活躍する現代において、氏を変更することによって被る不利益は、重大なものである。氏の変更を強制することによって得られる利益は失われる利益と均衡がとれているとは言えない。

　以上より、夫婦が同じ氏を名乗ることを強制する民法750条は違憲であり、夫婦は同氏か別氏を選択できるようにするべきである。

　民法750条は制定当初から違憲だったわけではない。上記ⅱで述べたように、現代は事実婚夫婦が増加し、夫婦が同氏を名乗ることによってただちに一体感を醸成することはないが、民法750条制定時には事実婚夫婦は現在よりも圧倒的に少数であったと考えられるため、一般的に夫婦は同じ氏を名乗るものだと考えられ、一体感を醸成することができたと考えられる。また、上記ⅲについても、民法750条制定時には、圧倒的多数の女性が若いうちに結婚し、結婚後は家に入り、外で働かないという生活をしていたため、女性が氏を変更することにより、例えば会社で氏が変わったことによって、書面だけでは同一人物として認識されない等の不利益を被ることは現在に比べればほとんどなかっただろう。事実婚の増加や、女性の社会進出によって女性個人の尊厳の重要性が高まったことにより、現在の時点では民法750条が違憲となったと考えられる。

1. 選択的夫婦別氏制度を導入する場合、どのような制度にすべきか。

１．夫婦の氏の定め方について別氏が例外という印象を払拭する

　　　【平成８年答申】では｢夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏

　　を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとする｡｣としている。別氏と同氏は全く異なるところはないと国民に説明されてもいる。しかし、このままでは、従来通りの同氏夫婦が先におかれているので、あくまで別氏夫婦は二次的なものという印象を与える。二次的ではないことを明らかに示すために条文を次のようにする。

｢夫婦は、婚姻の際に、婚姻後も各自の婚姻前の氏を称すると定めるか、又は夫若しくは妻の氏を称するものと定めるものとする｡｣そのうえで、別氏と同氏は全く異なるところはないと国民に説明すればよい。

２．夫婦の氏の変更規定を設ける

　　　【平成８年答申】では｢夫婦の氏を婚姻の際に定める｣としているが、その後の変更を可能にする規定がない。しかし、別氏を選択した夫婦が子供の出生に際して同氏に変更したいという場合や、同氏を選択していた夫婦が借金返済のトラブル等から別氏に変更したいという場合が出てくるだろう。

人為的に決めるものは変更できるようにしておくべきである。そこで、【平成８年答申】には存在しないが、上記１｢夫婦の氏の定め方の規定｣に続いて、二として｢夫婦は、婚姻の際に定めた氏を、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって変更することができる｡｣という規定を設ける。

３．子の氏について

　　　【平成８年答申】では｢夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならないものとする｡｣と定め、別氏選択の場合、子どもが称する氏を、婚姻の際にあらかじめ夫または妻の氏に決めることになっているが、子を設けることは所与のものではなく、結婚後の夫婦の意思によるものである。婚姻時点から実際の出生、あるいは養子縁組までには時間の経過があり、その間に変心してしまうかもしれない。

そこで、嫡出子であれ、養子であれ届ける際に決めることとする。ただし、兄弟間で氏が異なると実生活において混乱が生じる恐れがあるので、夫婦として最初の届けが第二子以降の氏を決定することとし、三として次のように定める。｢第一子出生届に際して、若しくは養子縁組に際して、子若しくは養子の称する氏を夫または妻の氏に決め届け出る。この届出が第二子以降の氏を決定することとする｡｣